

労働基準法第113条の規定による公聴会 における公述意見

- 公聴会開催日時：平成22年3月16日（火）10:00～11:00
- 公述人
 - ・公益側代表
　　山口 浩一郎（上智大学名誉教授）
 - ・労働者側代表
　　新谷 信幸（日本労働組合総連合会 総合労働局長）
 - ・使用者側代表
　　高橋 信雄（JFEスチール 安全衛生部長）

- 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）
(命令の制定)
第一百十三条　この法律に基いて発する命令は、その草案について、
公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代
表する者の意見を聴いて、これを制定する。

<公述の概要>

【公益側】山口浩一郎公述人（上智大学名誉教授）

- 各疾病については、医学的知見に基づく専門的な検討の結果、いずれも業務との因果関係が確認されていることから、労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表」という。）を、省令案要綱で定める改正を行うことが適当であると考える。
- 今回の省令案要綱で定める改正内容は、これまで認定実務上業務上疾病とされてきたものであるが、対象業務や対象疾病を別表に明示的に記載することにより、認定実務として認定基準のより一層の明確性と透明性が確保できる。
特に、脳・心臓疾患と精神障害については、認定実務上第9号「その他業務に起因することが明らかな疾病」とされてきた。しかし、第9号は本来別表で記載されていない疾病について個別具体的に救済を図るものであり、認定事例が増え、当該疾病が業務上疾病として一般化された場合には、医学的知見に基づいた検討を行い、その結果、業務との因果関係が認められた際には、第9号ではなく独立して規定することが法形式としても望ましいと言える。
- 以上を考察するに、本省令案要綱は妥当である。

【労働者側】新谷信幸公述人（日本労働組合総連合会総合労働局長）

<石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚について>

- 今回の改正は評価するが、同じ症状でこれまで認定されていなかった労働者や家族に対して、今回の改正を周知するよう要望する。

<塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がんについて>

- 塩化ビニルモノマーのばく露と肝細胞がんとの関連性は、以前から指摘されていたことであり、塩化ビニルにさらされる業務による肺細胞がんについては、もっと早期に別表に規定すべきであった。
- 肝細胞がんの発症原因はB型・C型肝炎ウイルスやアルコール摂取など塩化ビニル以外の他の要因があることは承知しているが、このために業務との関連性よりも他の要因が重視され、労災認定に至らないケースが出てくることを危惧している。過去の労災請求者について、具体的にどのような職場、作業において関連性が高いのか調査を行い、今後労災認定がより幅広く行われるよう格段の配慮をお願いする。

<電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫又は悪性リンパ腫について>

- 電離放射線を原因とするこれら2つの疾病については、国際的な診断基準等に照らしつつも、被ばく量や従事期間等による画一的な判断ではなく、幅広く認定されるように

お願いする。

また、これらの疾病の性質に鑑みて、被災した労働者への負担も考慮しながら、迅速かつ正確な判断をしていただきたい。

＜過重負荷による脳・心臓疾患について＞

- 厳しい経済・雇用情勢の中で、職場生活などで強い不安、ストレスを感じる労働者は6割を超えると言われており、心の健康の保持増進を図ることが大きな課題となっている。このような状況の中で、従来通達で示されていた内容が別表の中に明記されることは評価できる。
- まずはこのような疾病を発生させない予防措置としての労働環境作りが大切であり、監督官庁としての指導強化をお願いする。
- 過重負荷を考える時に、長時間労働に代表される「量的な過重負荷」に加え、心理的側面に関わる「質的な過重負荷」の両方を考慮に入れる必要がある。

＜心理的負荷による精神障害について＞

- 平成20年度に行われた「心理的負荷評価表」の見直しについては一定の評価をするが、連合としても問題意識を持っており、さらなる見直しを要望するとともに、今後の見直しの策定の際は、専門家の議論だけでなく、労働組合を始め関係各層からの意見を聴取するようお願いする。

＜介護の業務による疥癬について＞

- 伝染性疾患の対象業務に「介護の業務」が追加されることについては評価したい。疥癬の判断は、症状が軽度の場合などは診断が困難と聞いているので、適切な診断を下せるような職業病の知見のある医師の育成をお願いしたい。

＜理美容の業務による接触皮膚炎及びインジウムによる間質性肺炎について＞

- 化学物質に係る分科会を早急に設置し、速やかに検討を開始するようお願いしたい。

【使用者側】高橋信雄述人（JFEスチール安全衛生部長）

＜過度の負担のかかる上肢障害について＞

- 実態にあった文言への変更については妥当であるが、規定の後半部分において認定範囲が広がっていると思われる。上肢の反復動作は職場以外の家庭でも行われるものであることから労災認定に際しては、十分な配慮をお願いしたい。

＜塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がんについて＞

- 労働基準法施行規則第35条専門検討会（以下「35条専門検討会」という。）報告書には異議はないが、認定範囲を拡大する意が含まれると思われる。また、過去6年で認

定件数が1件しかないことから、今回別表に規定する必要があるのか、次回規定することとしても遅くないのではないか。

<電離放射線にさらされる業務による多発性骨髓腫又は悪性リンパ腫について>

- 35条専門検討会報告書には異議はないが、認定範囲を拡大する意が含まれると思われる。また、過去6年で認定件数が1件しかことから、今回別表に規定する必要があるか、次回規定することとしても遅くないのではないか。

<過重負荷による脳・心臓疾患について>

- 平成13年の「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」で発生機序が示され、既に認定基準があること、過去6年で認定件数が2,000件を超えていていることから、別表に規定することについて肯定する。また、「長期間にわたる長時間の業務」については、これまで示された認定基準と同様であり、同様全国各地において、同一の基準で運用されることをお願いしたい。

<心理的負荷による精神障害>

- 平成11年の「精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書」で発生機序が示され、既に認定基準があること、過去6年で認定例が1,100件を超えることから、別表に規定することについて否定することはできない。今後も昨年4月に示された判断指針にあてはめ、厳密に運用を行うことをお願いしたい。

<介護の業務による疥癬について>

- 介護の業務により疥癬などの伝染性疾患に罹患する可能性が高いことは想像に難くないが、35条専門検討会報告書には、介護業務による疥癬の発症に係る実際のエビデンスが具体的に示されていないため、別表に規定することについて、当該報告書のみから判断することは難しい。正確なデータからエビデンスが示されるようお願いしたい。

<労災補償制度について>

- 労災補償制度は労働基準法に基づいた使用者責任を担保するものであることから、十分な証拠に基づいて証明され、全国同一の基準により厳格に労災認定を行っていただきたい。
- 労働衛生の観点から、別表に規定している疾病について、業務起因性に関する新たな知見が示された場合には、速やかに検討を行い、別表への訂正、削除、付加を行っていただきたい。
- 現在の労災補償制度では、支給とするか不支給とするかのいずれかの判断しか行われていない。今後は、より柔軟に発症要因を寄与度に応じて判断されるような仕組みを検討していただきたい。